

令和7年度 新規事業展開支援事業 募集要項

◎募集期間

令和7年4月14日(月) ~ 令和7年6月13日(金) 17:00 【必着】

◎申請書類ダウンロード

下記 URL より申請に必要な書類をダウンロードし、記入のうえオンラインにてお申込みください。

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_1/2409.html

◎申請受付

申請はオンライン・窓口・郵送にて受付いたします。

◎お問い合わせ先・各種書類提出先

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階

担当部署：品川区 地域振興部 地域産業振興課 新規事業展開支援事業事務局

電話：03-5498-6343 FAX：03-5498-6338

メールアドレス：sho-mono-shinkishizyo@city.shinagawa.tokyo.jp

1. 事業概要 ……P2
2. 申請者の要件 ……P2
3. 対象事業の要件 ……P3
4. 対象事業にあたらないもの ……P3
5. 申請書類 ……P4
6. 申請期間および申請方法 ……P4
7. 審査について ……P5
8. スケジュールの詳細について ……P6
9. 本事業の採択の取り消し……P8
10. 本事業の採択を受けることで利用できる助成金
 - 10-1. 新規事業着手助成金 ……P9
 - 10-2. マーケティング支援事業利用助成金 ……P13
 - 10-3. 新規事業PRチャレンジ助成金 ……P16
 - 10-4. 各種助成対象事業等の変更・中止等 ……P20
 - 10-5. 各種助成金交付決定の取り消し ……P20
 - 10-6. 各種助成金の返還 ……P20
11. 各種助成金において対象とならない経費（本事業の助成金共通） ……P21
12. 本事業採択事業者の義務 ……P22
13. その他 ……P22

1. 事業概要

昨今の物価高騰への対応など中小企業を取り巻く市場環境の厳しさに加え、技術革新による製品ライフサイクルの短縮化やアフターコロナによる消費者行動の変化等、市場環境は大きく変化しています。このような状況の中においては、時代の変化に対応し、新たな事業の展開を通じた販路開拓・拡大に積極的に取り組むことが重要です。

しかしながら、区内既存中小企業においては、ノウハウや専門人材不足、リソース不足などにより、自社の強みや提供価値を最大限に活用した新たな事業の立上げや、自社および製品等のブランディングといったマーケティングを実施することが難しい状況にあります。

新規事業展開支援事業（以下本事業という）では、これらの状況を鑑み、区内既存中小企業が、これまで取引の無い新たな顧客の獲得のためにこれから実施しようとする新規事業（新規市場への参入や業態転換など）の展開に対して、計画策定から伴走（ハンズオン）で支援し、実効的な新規事業の展開を目指すとともに、効果的なマーケティング戦略を展開することで早期の顧客獲得、事業の安定化を目指します。

2. 申請者の要件

次の（１）～（１３）に掲げる要件全てを満たすこと。

- （１）中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有すること。個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、品川区内所在等が確認できること。）
- （２）次の各項目に該当しない企業（以下みなし大企業という）であること。
 - ① 1つの大企業（中小企業者以外の者）が発行済株式の総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
 - ② 複数の大企業が発行済株式の総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
 - ③ 役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業。
 - ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合
- （３）同一事業を1年以上営んでいること。（基準日：申請締切日時点）
- （４）法人事業税および法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと。
- （５）品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っていないこと。
- （６）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による規制の対象でないこと。
- （７）品川区暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係をもたないこと。
- （８）民事再生法または会社更生法による申立て等、助成事業の継続について不確実な状況でないこと
- （９）新規事業を専門家との伴走で実施すること。
- （10）実施する新規事業および活用した支援策に関する効果測定のためのアンケート・ヒアリングにご協力いただけること。
- （11）過去2年度に本事業の採択を受けていないこと。

(12) 資本関係のある、もしくは役員の派遣を受けている関連会社が過去2年度に本伴走事業（令和5年度新規事業展開支援助成金を含む）の採択を受けていないこと。

例：(ア) 親子会社

(イ) ホールディングス

(ウ) 同一の役員が複数の企業に在籍している。

(エ) 同一の株主が複数の企業の株式を保有している等。

※同じ代表者が複数企業を運営していた場合も含む。

(13) 本申請と同一テーマ・内容で「令和7年度品川区新製品・新技術開発費助成」または「令和7年度ソフトウェア開発費助成」に申請をしていない、または申請しないこと。

3. 対象事業の要件

下記のすべてに当てはまる新たな事業であること。

(1) 新規市場展開や業態転換を伴う新規事業であること。

例：BtoB から BtoC 製品・サービス等の企画、開発

新分野への展開のための製品・サービス等の企画、開発

(2) 専門家と月1回程度の定期的な面談が可能な実施体制であること。

(3) 採択決定後、概ね1年以内に販売・提供開始できる事業であること。

(4) 原則として販売・提供開始後、3年以内に新規事業の売上が概ね総売上高の10%以上になる見込みがある事業であること。

4. 対象事業にあたらぬもの

(1) 品川区外で実施するもの。

※品川区内に本社を有する中小製造業事業者を除く。

(2) 既存事業の需要増加へ対応するためのもの。

例：設備増設等

(3) 既存製品等の需要が、新規事業の需要で代替されるもの。

例：既存製品等のカスタマイズ、アップデート等

(4) 不動産賃貸等、資産運用的性格の強い事業。

(5) 自社所有の賃貸用物件で実施、設備導入するもの。

(6) 導入した設備等を単に有償レンタル・有償貸与・販売等を行うもの。

(7) 臨時的・不定期的に実施・開催するもの。

(8) 省力化が主目的であるもの（別途助成金があります）。

※省力化の結果として販路拡大に注力できるといったものを含む。

(9) 製造業または情報通信業事業者で自社開発等を行う事業（別途助成金があります）。

(10) 特定の顧客の要望を満たすもので、それ以上の展開が望めないもの。

(11) 代理申請や申請者が事業主体とならないもの。

5. 申請書類

審査にあたり、追加で他の資料などを求める場合があります。また、提出された書類の返却はできませんので、ご了承ください。

区指定様式は下記 URL「中小企業支援サイト」よりダウンロードしてください。

https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/shingijutu_1/2409.html

<input checked="" type="checkbox"/>	申請にあたり提出が必要な資料	特記事項
	新規事業展開支援事業申請書	※区指定様式
	現在の事業内容などが分かる資料	※会社案内、事業パンフレットなど
	(法人の場合)履歴事項全部証明書 (個人の場合)開業届	※写し可 ※履歴事項全部証明書は申請日より3か月以内に発行のものに限る。 ※開業届は税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付すること)
	(法人の場合) 法人税の確定申告書および 決算書一式 (個人の場合) 所得税の確定申告書および 決算書一式	※直近2期分の写し ※税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付すること) ※決算が1期分しか終わっていない場合は直近の1期分を添付すること。
	(法人の場合) 法人事業税納税証明書および 法人都民税納税証明書 (個人の場合) 個人事業税納税証明および 住民税納税証明書	※写し可。 ※直近のものに限る(領収書不可)。 ※法人において本社が品川区外にあり、品川区住所の法人事業税納税証明書および法人都民税の納税証明書が発行されない場合は「法人事業税・法人都民税申告書の均等割額に関する明細書」または「事業開始等申告書提出済証明書」を添付すること。なお、事業開始等申告書提出済証明書は申請日より3か月以内に発行のものに限る。 ※個人事業主において品川区外在住で店舗が品川区内にある場合は居住地用・事業所用の住民税納税証明書の両方を添付すること。

6. 申請期間および申請方法

<申請期間>

令和7年4月14日(月) ~ 令和7年6月13日(金)

<申請方法>

オンライン申請または窓口・郵送での書類提出にて受け付けます。

オンライン

品川区中小企業支援サイト内の「品川区電子申請サービス」リンク より、電子申請をいただきます。申請の際には、必要事項の入力および「5. 申請書類」の申請書類のアップロードが必要です。

URL <https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/index.html>

<入力が必要な項目>

- ア) (法人の場合) 法人名
(個人の場合) 個人名
 - イ) (法人の場合) 法人番号および代表者肩書・氏名
(個人の場合) 屋号
 - ウ) 郵便番号
 - エ) 住所 (市区町村・番地・マンション名等)
 - オ) 創業年
 - カ) 品川に主たる事業所を設置した年
 - キ) 業種
 - ク) 事業内容
 - ケ) 従業員数
 - コ) 資本金 (法人の場合のみ)
 - サ) 担当者の氏名および所属、連絡先 (電話番号、メールアドレス)
- ※入力項目は変更となる場合があります。

窓口または郵送

「5. 申請書類」を申請期間内にご提出ください。提出先詳細は表紙の「お問い合わせ先・各種書類提出先」をご確認ください。

7. 審査について

提出された書類等に基づき、外部専門家を審査員とする面接審査を実施いたします。審査における観点は次のとおりです。なお、スケジュールの詳細は「8. スケジュールの詳細について」をご確認ください。

【審査観点】

<実施事業について>

- ・新規事業を始めるきっかけや想いが事業遂行への原動力となり得るか
- ・新規事業が市場環境の変化に対応したものであるか
- ・新規事業が実行できる体制を確保できるか
- ・財務状況や資金調達など、新規事業の実施における資金繰りの見通しが立っているか
- ・新規事業について、専門家等の活用により、他製品等と差別化を図ることが期待できるか
- ・新規事業について、専門家等の活用により、販路拡大が期待できるか

<ハンズオン支援への理解について>

- ・専門家と月1回程度の定期的な面談が可能な実施体制であるか
- ・支援終了後に自立的に本事業で体験したプロセスを進める意欲を有しているか

8. スケジュールの詳細について

項目	期間	内容
区支援相談員との面談 (必須)	6月13日(金) まで ※面談の事前予約は5月30日 (金)まで	支援相談員が自社の課題整理や新規事業のマーケティング分析等を行い、計画のブラッシュアップを支援します。なお、面談は事前予約制です。03-5498-6343までご連絡ください。 ※審査書類(新規事業概要書)の記入内容についてはアドバイスできません。
本事業への申請		申請者が区に対して申請書類一式を提出します。申請書類および提出方法については「5. 申請書類」および「6. 申請期間および申請方法」をご確認ください。
本事業の面接実施通知	6月下旬	申請者へ面接審査の実施詳細を通知します。
本事業の面接審査	7月初旬	対面にて面接審査を行います。審査の観点については「7. 審査について」をご確認ください。
本事業の採択決定	7月中旬 ※申込件数により前後する場合があります。	区が申請者に対して採択可否を通知します。採択となった場合、速やかに面談(03-5498-6343)予約をしてください。 ※採択決定通知は紛失しないでください。
区支援相談員との面談 (必須)		採択事業のブラッシュアップと実行計画書(区指定様式)の作成を行います。
新規事業着手助成金への交付申請(必須)	採択後～ 9月30日(火) まで	申請者が区に対して交付申請書類を提出します。交付申請書類および提出方法については「10-1. 新規事業着手助成金(6) 交付申請について」をご確認ください。 ※期日までに交付申請書類が提出できない場合、本事業の採択が取り消しとなります。
新規事業着手助成金の書類審査	交付申請後～	区が経費等の要件に合致しているか審査を行います。 ※面接審査以降に大幅に計画が変更となる場合や審査時に明らかでなかった事実が判明・発生した場合、本事業の採択が取り消しとなる場合があります。
新規事業着手助成金の交付決定	交付申請後 2週間～ 1か月程度	申請者へ交付決定金額等を通知します。 ※交付が決定するまで発注は行えません。
新規事業着手助成金の交付事業の実施	交付決定後～ 2月末まで	申請者が交付決定済み設備等の発注・導入・支払い等を行います。

		※交付決定後に採択事業の内容や導入設備、金額に変更・中止が生じる場合、区の承認が必要となります。詳細は「10-4. 各種助成対象事業の変更・中止」をご確認ください。
新規事業着手助成金の実績報告		交付決定済み設備等の導入・支払い完了後、申請者が区に対して実績報告書類を提出します。実績報告書類および提出方法については「10-1. 新規事業着手助成金（7）実績報告について」をご確認ください。 ※2 月末までに交付対象設備等の導入、3 月 15 日までに支払い（クレジットカード等の利用の場合、原則引き落としまで）が完了しない場合、本事業の採択が取り消しとなります。
新規事業着手助成金の完了検査	実績報告後～ 3 月末まで	区が申請者の事業実施場所に訪問し、交付対象設備等の導入完了検査を行います。訪問日時については区から申請者へ連絡のうえ適宜調整します。
新規事業着手助成金の交付確定		区が申請者に対して交付確定金額等を通知します。
新規事業着手助成金の交付	交付確定後 3 週間程度	指定口座に交付確定金額を入金します。
区支援相談員によるモニタリング	交付後、 6～12 ヶ月ごと	採択事業についての進捗や課題のほか、売上・利益状況を現地等でヒアリングします。 ※売上・利益等の実績により助成金の返還が生じることはありません。
マーケティング支援事業利用助成金への交付申請等（任意）	採択事業の進捗に応じ適宜 ※令和 7 年度採択の場合、令和 9 年度まで申請が可能です。	申請者が区に対して交付申請を行います。助成金の詳細については「10-2. マーケティング支援事業利用助成金」をご確認ください。
新規事業 P R チャレンジ助成金への交付申請等（任意）	採択事業の進捗に応じ適宜 ※令和 7 年度採択の場合、令和 9 年度まで申請が可能です。	申請者が区に対して交付申請を行います。助成金の詳細については「10-3. 新規事業 P R チャレンジ助成金」をご確認ください。

※上記日程は、状況により変更となる場合があります。

9. 本事業の採択の取り消し

次の(1)～(5)のいずれかに該当した場合は、採択の決定を取り消すことがあります。

- (1) 第2条に規定する対象者の要件に合致しないとき。
- (2) 第3条に規定する対象事業の要件に合致しないとき。
- (3) 別表に定める新規事業着手助成金の申請を行わないとき。
- (4) 「10-5. 各種助成金交付決定の取り消し」の(1)～(6)のいずれかに該当し、各種助成金交付決定が取り消しとなったとき。
- (5) その他区長が不相当と認めるとき。

10. 本事業の採択を受けることで利用できる助成金

10-1. 新規事業着手助成金

- (1) 募集期間 採択決定日から令和7年9月30日(火) 17:00 まで (必着)
- (2) 申請要件
 - ①今年度に本事業の採択を受けていること。
 - ②P2の本事業の申請要件(1)~(13)までの要件全てを満たすこと。
 - ③支援相談員とともに新規事業実行計画書を作成していること。
 - ④今年度に本助成の交付を受けていないこと。(1事業者1申請限り)
 - ⑤交付申請時の申請経費総額が30万円以上であること。
- (3) 助成額 製造業 最大200万円 (対象経費の2/3)
 <製造業の定義は以下のすべてを満たすこと>
 - ①履歴事項全部証明書より、製品製造の記載があり客観的に確認ができること。
 - ②工場など生産設備を持ち、自社製品を製造していること。
 その他の業種 最大100万円 (対象経費の2/3)
 ※1,000円未満の端数については切捨てとなります。
- (4) 利用方法 本事業の採択決定通知が届きましたら、支援相談員との面談により新規事業実行計画書(区指定様式)を作成し、交付申請書類一式を品川区電子申請サービスにてご提出ください。
- (5) 対象経費 採択事業にかかる以下Ⅰ～Ⅲに掲げる経費のうち、交付決定後に契約・発注したもので、令和8年2月28日までに導入・納品等が完了し、かつ交付決定後から令和8年3月15日までに経費支払い(クレジットカード等の利用の場合、原則引き落としまで)が完了するもの。

I. 機械装置・システム構築費	
(1) 専ら採択事業のために使用される機械装置、工具・器具の購入に要する経費 (2) 専ら採択事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費 (3) 上記機械装置の搬入、据付または調整に要する費用 (4) 上記機械装置導入にあたって既設の機械装置の移設・撤去に要する費用 (5) 上記機械装置もしくはソフトウェアを導入するうえでのトレーニング経費 (原則として対象経費の20%まで)	
※消費税も対象になります。 ※補助対象となる機械装置等は、単品で単価10万円(税抜)以上のものとします。 ※品川区内に本社がある中小製造業事業者を除き、原則として導入場所は品川区内とします。 ※自社により機械装置やシステムを製作・構築する場合の部品購入経費は対象外です。	
対象となる経費の例	対象とならない経費の例
<ul style="list-style-type: none"> ・業務用冷蔵庫、業務用オープン ・瞬間冷凍機、真空包装機 	※全助成金共通の対象外経費も必ずご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の増設や更新 ・既存システム改修等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作機械 ・ 金型 ・ 3次元 CAD ソフトウェアなどの業務用ソフトウェア ・ その他区長が適当と認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借用や利用経費 ・ 開発に係る人件費等 ・ 単品 10 万円未満の器具等のセット販売により 10 万円を超えるもの ・ 広報が主目的であるソフトウェア等 ・ 生産性向上が主目的であるソフトウェア（会計システム、顧客管理システムなど） ・ 助成事業に必須または専ら使用することが明確でない機械装置、ソフトウェア ・ 採択事業に関連しない設備等 ・ その他区長が不適当と認める経費
--	---

Ⅱ. 内装工事費	
<p>採択事業遂行において必要な内装工事に関する費用 ※消費税も対象になります。 ※工事と一体で行うものであればデザイン設計料も対象となります。 ※採択事業により改修した物件等を 不動産賃貸等に転用することは一切認めません。不動産賃貸等転用が発覚した場合、目的外使用と判断し、助成金の全部または一部を返納いただきます。</p>	
対象となる経費の例	対象とならない経費の例 ※全助成金共通の対象外経費も必ずご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械装置等導入に必要な環境整備（電気工事、防音工事、水回り工事など） ・ 採択事業実施のための内観レイアウト変更 ・ その他区長が適当と認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事前の状態が写真等で確認できないもの ・ 単なる多店舗展開の工事 ・ 店舗/事務所兼住宅等の住宅部分の工事 ・ 不動産販売を目的とした改装 ・ 採択事業に関連しない工事 ・ その他区長が不適当と認める経費

Ⅲ. 外注費	
<p>採択事業のために必要な加工・構築や設計(デザイン)を外注する場合の経費 ※すべての外注費が対象となるものではありませんのでご注意ください。 ※LP 構築費については 20 万円以上のものに限り認めます。 ※機械装置・工具等製作の外注は、「Ⅰ. 機械装置・システム構築費」に計上してください。 ※消費税も対象になります。 ※経費の妥当性が不明な場合は相見積もりを徴求する場合があります。</p>	
対象となる経費の例	対象とならない経費の例 ※全助成金共通の対象外経費も必ずご確認ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新製品作成において必要な部品設計費 ・ 新製品作成において必要な金型作成費 ・ 新商品作成において必要なデザイン費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記以外の業務委託や業務代行経費 ・ 各種コンサルタント費用 ・ 成果物が現物確認出来ない業務委託経費

<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業にかかわる外注費 ・助成対象経費に係る消費税 ・その他区長が適当と認める経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売・レンタルするための量産品の加工費 ・委託、外注先の資産となる費用 ・製品設計等に直接関連しない費用 ・受託者が、受託業務のすべてを第三者に再委託したもの ・採択事業に関連しない外注費 ・その他区長が不適当と認める経費
---	---

(6) 交付申請

申請者が区に対して交付申請書類を提出します。交付申請書類を受け取った後、区がその内容を審査し、申請者および助成事業ならびに経費が助成金の目的および要件に合致すると認めるとき、区が申請者に対して交付決定金額等を通知します。

※助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。

※助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。

※交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告書類に基づき助成金額を確定します。

区指定様式は区支援相談員よりお渡しするQRコードよりダウンロードしてください。

☑	交付申請書類	特記事項
	新規事業展開支援事業助成金交付申請書	※区指定様式
	新規事業展開支援事業採択決定通知	※区指定様式
	新規事業実行計画書	※区指定様式
	経費内訳書	※区指定様式
	対象事業経費の根拠資料	※見積書等の写し
	対象事業経費の詳細資料	※カタログ等
	(内装工事費を申請する場合) 現況を明らかにする資料	※施工箇所の現況写真
	その他必要と認める資料	
提出方法		
交付申請書類一式を品川区電子申請サービスにてご提出ください。		

(7) 交付決定後の採択事業および導入設備等の変更等

交付決定後に採択事業（ビジネスモデル・ターゲット）や助成事業（導入設備・金額）に変更・中止が生じる場合、区の承認が必要となります。詳細は「10-4. 各種助成対象事業の変更・中止」をご確認ください。

(8) 実績報告

助成事業を完了（工事や設備設置の完了および支払いの完了を指します。）した場合、令和8年2月末までに下記の書類の提出が必要です。2月末までに支払いが完了しない経費がある場合については、当該経費支払根拠書類以外の全ての書類を提出してください（当該経費支払根拠書類は、3月15日までに支払いを完了し追加提出してください）。

実績報告書を受け取った後、その内容を審査し、助成事業の成果が、交付決定の内容に適合すると認めるとき、区が申請者に対して交付確定金額等を通知します。

申請者が助成金交付確定通知書を受領した後、申請者からの請求に基づき助成金をお支払します。

※助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

区指定様式は区支援相談員よりお渡しするQRコードよりダウンロードしてください。

☑	実績報告書類	特記事項
	新規事業展開支援事業助成金実績報告書	※区指定様式
	新規事業展開支援事業助成金完了報告書	※区指定様式
	収支決算書	※区指定様式
	実施に係る経費根拠資料	※契約書、納品書、請求書等の写し
	実施に係る支払い根拠資料	※領収書、振込明細等の写し ※クレジットカード利用の場合は、クレジットカード支払明細および引き落とし口座の通帳の写しおよび名義人部分の写し等の提出により、申請者が支払い済みであることが確認できる必要があります。
	事業完了を明らかにする資料	※(機械設備費)導入設備等の写真など ※(外注費)納品物の写真、設計図など ※(内装工事費) 施工箇所の施工後の写真
	その他必要と認める資料	
提出方法		
区支援相談員へ電子メールまたは紙媒体にてご提出ください。		

10-2. マーケティング支援事業利用助成金

- (1) 募集期間 採択決定日～令和8年1月30日(金)17:00まで(必着)
- (2) 申請要件 ①本事業の採択事業者かつ採択事業であること。
※新規事業展開支援助成金の交付を受けている場合も含む
②採択決定日から起算して2年経過後の年度末までに満たないこと。
③P2の本事業の申請要件(1)～(10)までの要件全てを満たすこと。
④同一支援事業において本助成の交付を受けていないこと。
(1事業者1支援事業につき1申請限り)
- (3) 助成額 最大10万円(対象経費の1/2)
※1,000円未満の端数については切捨てとなります。
- (4) 利用方法 支援相談員へご連絡ください。本助成金について詳細説明後、ご利用される場合は、支援相談員が独立行政法人中小企業基盤整備機構と調整のうえ、改めてご連絡いたします。
- (5) 対象経費

独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する、以下に掲げる事業の利用経費

<参考 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ハンズオン支援事業>

<https://www.smrj.go.jp/sme/consulting/hands-on/01.html>

(1) ハンズオン支援事業(テストマーケティング)

【ハンズオン支援事業(テストマーケティング)の概要】

新製品等の新市場進出に向けた「テストマーケティング」に専門家を派遣し、販路開拓力の強化を目指す。

標準支援期間・回数

ブラッシュアップ支援(M-A) : 4か月 8日以内

テストマーケティング支援(M-B) : 5か月 15回以内 ※同行回数

フォローアップ支援(M-C) : 5か月 10日以内

費用

ブラッシュアップ支援(M-A) : 専門家1人につき、1日17,500円(税込)

テストマーケティング支援(M-B) : 専門家1人につき、1日5,300円(税込)

フォローアップ支援(M-C) : 専門家1人につき、1日17,500円(税込)

(上記利用金額の1/2を最大10万円まで助成)

(2) ハンズオン支援事業(特定)において「営業、マーケティング」をテーマとするもの

【ハンズオン支援事業(特定)「営業、マーケティング」の概要】

営業やマーケティングに取り組む短期プロジェクトに実務経験豊富な専門家を派遣し、既存事業を含む経営課題の解決を目指す。

標準支援期間・回数 5か月 10回程度

費用 アドバイザー1人につき、1日(1回)17,500円(税込)

(上記利用金額の1/2を最大10万円まで助成)

※消費税も対象になります。

※伴走決定以降に支払われた経費が対象となります。

※伴走支援期間中に支払いおよび中小企業基盤整備機構の支援が完了せず、必要書類が提出で

きない場合は対象外となります。	
対象となる経費の例	対象とならない経費の例 ※全助成金共通の対象外経費も必ずご確認ください。
・ 伴走期間中に支払いおよび支援が完了し、最終成果物の提出ができるもの	・ 伴走期間中に支払いおよび支援が完了せず、必要書類が提出できないもの

(6) 交付申請

中小機構の支援の完了後、申請者が区に対して交付申請書類を提出します。交付申請書類を受け取った後、区がその内容を審査し、申請者および経費の要件に合致すると認めたとき、区が申請者に対して交付決定金額等を通知し、助成金をお支払します。

区指定様式は区支援相談員よりお渡しするQRコードよりダウンロードしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	交付申請書類	特記事項
	新規事業展開支援事業助成金交付申請書	※区指定様式
	新規事業展開支援事業採択決定通知	※区指定様式
	経費内訳書	※区指定様式
	支援実施完了書	※支援完了後に独立行政法人中小企業基盤整備機構が発行する書類です。
	各事業における支援の成果物	※支援中に作成する書類です。 ※ハンズオン支援事業(テストマーケティング) A) M-A : プレゼン資料・マーケティング企画書 ※ハンズオン支援事業(テストマーケティング) B) M-B : 活動進捗・実績表 ※ハンズオン支援事業(テストマーケティング) C) M-C : 支援を受けたことが判別できる書類 ※ハンズオン支援事業(特定) : 支援を受けたことが判別できる書類
	その他必要と認める資料	
※採択決定日の属する年度以降に申請する場合は別途以下の書類の提出が必要です。		
	(法人の場合)履歴事項全部証明書 (個人の場合)開業届	※写し可 ※履歴事項全部証明書は申請日より3か月以内に発行のものに限る。 ※開業届は税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付すること)
	(法人の場合) 法人事業税納税証明書および 法人都民税納税証明書	※写し可。 ※直近のものに限る(領収書不可)。 ※法人において本社が品川区外にあり、品川区住所の法人事業税納税証明書および法人都

<p>(個人の場合) 個人事業税納税証明および 住民税納税証明書</p>	<p>民税の納税証明書が発行されない場合は「法 人事業税・法人都民税申告書の均等割額に関 する明細書」または「事業開始等申告書提出 済証明書」を添付すること。なお、事業開始 等申告書提出済証明書は申請日より3か月 以内に発行のものに限る。 ※個人事業主において品川区外在住で店舗が 品川区内にある場合は居住地用・事業所用の 住民税納税証明書の両方を添付すること。</p>
<p>提出方法</p>	
<p>交付申請書類一式を品川区電子申請サービスにてご提出ください。</p>	

10-3. 新規事業PRチャレンジ助成金

- (1) 募集期間 採択決定日～令和8年1月30日(金)17:00まで(必着)
- (2) 申請要件 ①本事業の採択事業者かつ採択事業であること。
 ※新規事業展開支援助成金の交付を受けている場合も含む
 ②採択決定日から起算して2年経過後の年度末までに満たないこと。
 ③P2の本事業の申請要件(1)～(10)までの要件全てを満たすこと。
 ④同一テーマ・内容で展示会出展経費助成の申請をしていないこと。
 ⑤年度に限らず本助成の交付を受けていないこと。
 (1事業者1交付のみ)
- (3) 助成額 最大70万円(対象経費の2/3)
 ※1,000円未満の端数については切捨てとなります。
 ※専門家派遣の活用を経て新規事業マーケティング分析書(区指定様式)の作成を行った場合は助成率が4/5となります。
- (4) 利用方法 支援相談員へご連絡ください。本助成金について詳細説明後、ご利用される場合は、区支援相談員との面談により区指定様式を作成いただきます。
- (5) 対象経費 採択事業にかかる以下Ⅰ～Ⅲに掲げる経費のうち、交付決定後に契約・発注したもので、令和8年2月28日までに実施が完了し、3月15日までに経費支払い(クレジットカード等の利用の場合、原則引き落としまで)が完了するもの。

Ⅰ. 広告宣伝費	
採択事業の販路拡大のために必要な広告宣伝を行うための経費 ※消費税も対象になります。 ※経費の妥当性が不明な場合は相見積もりを徴求する場合があります。 ※新規事業の宣伝を含まない機能・コンテンツの制作や改修など、PRであることが明確に判断できないものは対象外となります。 ※新規顧客の獲得の効果検証を行ううえで明確な目標設定ができない手法や企画については対象外となります。	
対象となる経費の例	対象とならない経費の例
<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、カタログの制作および発送費 ・業界紙や専門誌への掲載料 ・HPやPR動画の制作費 ・インターネットやSNS広告費 ・その他区長が適当と認める経費 	※全助成金共通の対象外経費も必ずご確認ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・会社名や採択事業に関する記載がないもの ・他社名や他社製品名が記載されているもの ・採択事業に関連しない広告宣伝 ・(改修等を行う場合)実施前の状況が写真等で確認できないもの ・各種コンサルタント費用 ・その他区長が不適当と認める経費

II. 販売促進費	
<p>採択事業の販路拡大のために必要な販売促進を行うための経費</p> <p>※消費税も対象になります。</p> <p>※経費の妥当性が不明な場合は相見積もりを徴求する場合があります。</p> <p>※飲食物の販促用ノベルティは原則対象外となります。</p> <p>※成果品に会社名や商品名の記載がない等、明確に判断できないものは対象外となります。</p> <p>※新規顧客の獲得の効果検証を行ううえで明確な目標設定ができない手法や企画については対象外となります。</p>	
対象となる経費の例	対象とならない経費の例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 販促用ノベルティ等 ・ 開発商品・製品のサンプル作成経費 ・ 市場調査費 ・ その他区長が適当と認める経費 	<p>※全助成金共通の対象外経費も必ずご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社名や採択事業に関する記載がないもの ・ 他社名や他社製品名が記載されているもの ・ 採択事業に関連しない販売促進 ・ (改修等を行う場合)実施前の状況が写真等で確認できないもの ・ 各種コンサルタント費用 ・ その他区長が不適当と認める経費

III. 展示会出展費
<p>採択事業の販路拡大のために必要な展示会出展を行うための経費のうち、出展スペース料およびブース装飾料</p>
<p>対象となる展示会は以下(1)～(9)に掲げる要件全てを満たすもの。</p>
<ol style="list-style-type: none"> (1) 交付決定後に申し込みを行う展示会であること。 (2) 令和7年4月～令和8年3月までの間に開催されていること。（基準日：展示会初日） (3) 特定の顧客向けではなく一般に広く公開されている商談会であること。 (4) 主に採択事業における製品・サービス等の展示、宣伝であることが客観的に判断できること。 (5) 申請者が主催するものでないこと。 (6) グルメフェスやフリーマーケットなど、一般消費者を対象にするものではないこと。 (7) 事業者との商談を開催主旨とする展示会であり、販売(即売)を開催主旨とした展示会ではないこと。 (8) 自社名をブースに掲げて出展すること。グループでの出展は認めない。 (9) 過去に同一テーマ・内容で出展済みの展示会ではないこと。 (10) その他区長が認める展示会については対象となる場合があります。 <p>※上記の要件を満たしていても助成対象の展示会として認められない場合があります。</p>

(6) 交付申請

申請者が区に対して交付申請書類を提出します。交付申請書類を受け取った後、区がその内容を審査し、申請者および助成事業ならびに経費が助成金の目的および要件に合致すると認めたとき、区が申請者に対して交付決定金額等を通知します。

- ※助成金の交付決定額は、助成金申請額と異なる場合があります。
- ※助成金交付に際し、区長が必要な条件を付す場合があります。
- ※交付決定額は助成金額の上限額を示すものであり、実績報告書類に基づき助成金額を確定します。
- ※実績報告書類についてもあわせてご確認ください。

区指定様式は区支援相談員よりお渡しするQRコードよりダウンロードしてください。

☑	交付申請書類	特記事項
	新規事業展開支援事業助成金交付申請書	※区指定様式
	新規事業展開支援事業採択決定通知	※区指定様式
	新規事業マーケティング企画書	※区指定様式
	新規事業マーケティング分析書	※区指定様式
	経費内訳書	※区指定様式
	対象事業経費の根拠資料	※見積書等の写し
	(既存のものを変更する場合) 現況を明らかにする資料	※HPやSNSの改修前の写真等
	(展示会出展費を申請する場合) 展示会内容を記した出展案内等	※展示会パンフレット等
	その他必要と認める資料	
※採択決定日の属する年度以降に申請する場合は別途以下の書類の提出が必要です。		
	(法人の場合)履歴事項全部証明書 (個人の場合)開業届	※写し可 ※履歴事項全部証明書は申請日より3か月以内に発行のものに限る。 ※開業届は税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を添付すること)
	(法人の場合) 法人事業税納税証明書および 法人都民税納税証明書 (個人の場合) 個人事業税納税証明および 住民税納税証明書	※写し可。 ※直近のものに限る(領収書不可)。 ※法人において本社が品川区外にあり、品川区住所の法人事業税納税証明書および法人都民税の納税証明書が発行されない場合は「法人事業税・法人都民税申告書の均等割額に関する明細書」または「事業開始等申告書提出済証明書」を添付すること。 ※個人事業主において品川区外在住で店舗が品川区内にある場合は居住地用・事業所用の住民税納税証明書の両方を添付すること。
提出方法		
交付申請書類一式を品川区電子申請サービスにてご提出ください。		

(7) 交付決定後の採択事業および導入設備等の変更等

交付決定後に採択事業（ビジネスモデル・ターゲット）や助成事業（マーケティング企画・金額）に変更・中止が生じる場合、区の承認が必要となります。詳細は「10-4. 各種助成対象事業の変更・中止」をご確認ください。

(8) 実績報告について

助成事業を完了（マーケティング企画および支払いの完了を指します。）した場合、令和8年2月末までに下記の書類の提出が必要です。2月末までに支払いが完了しない経費がある場合については、当該経費支払根拠書類以外の全ての書類を提出してください（当該経費支払根拠書類は、3月15日までに支払いを完了し追加提出してください）。

実績報告書を受け取った後、その内容を審査し、助成事業の成果が、交付決定の内容に適合すると認めるとき、区が申請者に対して交付確定金額等を通知します。

申請者が助成金交付確定通知書を受領した後、申請者からの請求に基づき助成金をお支払します。

※助成金の確定額は、交付決定額を上回ることはありません。

区指定様式は区支援相談員よりお渡しするQRコードよりダウンロードしてください。

☑	実績報告書類	特記事項
	新規事業展開支援事業助成金実績報告書	※区指定様式
	新規事業展開支援事業助成金完了報告書	※区指定様式
	収支決算書	※区指定様式
	実施に係る経費根拠資料	※契約書、納品書、請求書等の写し
	実施に係る支払い根拠資料	※領収書、振込明細等の写し ※クレジットカード利用の場合は、クレジットカード支払明細および引き落とし口座の通帳の写しおよび名義人部分の写し等の提出により、申請者が支払い済みであることが確認できる必要があります。
	事業完了を明らかにする資料	※実施内容がわかる写真等 ※(市場調査費)調査会社等が納品する調査内容および分析結果が分かる成果物 ※(展示会出展費)ブース全体の写真および出展者名の掲示が確認できる写真ならびに採択事業の製品等の展示部分の割合が判別できる写真
	その他必要と認める資料	
提出方法		
区支援相談員へ電子メールまたは紙媒体にてご提出ください。		

10-4. 各種助成対象事業等の変更・中止

やむを得ない理由で採択事業や助成事業の内容を変更・中止しようとする場合は、あらかじめ区長にその承認を得なければなりません。

特に、採択事業のビジネスモデルやターゲットのほか、各種助成金の助成事業や申請経費等の変更について、区長による承認後に変更後の事業に着手いただくこととなりますので、速やかに区へ報告してください。

なお、変更・中止の申請にあたっては修正した区指定様式の計画書等の提出が必要となります。また、採択事業については面接審査で決定をしている関係上、大幅な変更はできませんのであらかじめご留意ください。

10-5. 各種助成金交付決定の取り消し

次の（１）～（７）のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定額の全部または一部を取り消すことがあります。

- （１）本事業の採択が取り消されたとき。
- （２）偽りその他不正の手段により各種助成金の交付を受けたとき。
- （３）各種助成金を交付対象経費以外に使用したとき。
- （４）各種助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または各種助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- （５）申請年度の３月末までに申請要件から外れるとき。
- （６）区長が事業の実施を不相当と認めるとき。
- （７）他の公的機関から同一内容の助成を受けていると判明したとき。

10-6. 各種助成金の返還

前項の助成金交付決定の取り消しその他により助成金を返還する事由が生じた場合には、助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した違約金額を付した額を、区が指定する方式により返還していただきます。

11. 各種助成金において対象とならない経費（本事業の助成金共通）

<下記に該当する経費は対象経費にあたりません>

- (1) 交付決定前に契約、購入されたもの（マーケティング支援事業利用助成金は除く）
- (2) 令和8年2月28日までに助成事業が完了しないもの（マーケティング支援事業利用助成金は除く）
- (3) 令和8年3月15日までに支払いができないもの
例：指定期日までにクレジットカードの引き落としがされないもの
小切手等による支払いで指定期日までに決済がされないもの
- (4) 見積書、契約書、納品書、請求書、振込控、領収書、写真（導入設備等の写真、改修等の場合は実施前および実施後の写真、展示会出展ブース写真）等の証ひょう書類が不足しているもの
- (5) 使用目的が採択事業実施に必要なものと特定できない物
- (6) 汎用性があり、採択事業外使用になり得るものの購入等に要する経費
例：パソコン、タブレット端末、スマートフォン、プリンター、デジタル複合機、カメラ全般、自動車や自転車等の車両関係費、汎用性のあるソフトウェア購入費（文書作成ソフト、表計算ソフト）
- (7) 原材料、販売目的、仕入れに該当する経費、その他類似する経費
- (8) 消耗品代
- (9) 人件費、営業代行等の外注費、その他類似する経費
- (10) 間接経費（振込手数料、収入印紙代、旅費、源泉徴収税、保証料等）
- (11) 不動産の購入費、不動産賃貸に伴う設備費
- (12) 事業所賃貸の為の保証金・敷金・契約金
- (13) 医療機器の購入費
- (14) 講習、研修等に関する費用
例：勉強会費、コンサルティング費
- (15) 換金性の高いチケット類および謝礼金
例：商品券、クーポン等
- (16) ポイントで支払われた経費
例：クレジットカード等で獲得したポイントで支払った経費
- (17) 一般価格や市場相場と比べて著しく高額な経費
- (18) 委託した業務が主たる業務であることを確認できない業者への委託費
- (19) 資本関係のある、もしくは役員の派遣を受けている関連会社、親族から購入した経費
例：1.親子会社間の取引
2.ホールディングスの取引
3.同一の役員が複数の企業に在籍している企業間の取引
4.同一の株主が複数の企業の株式を保有している等の取引
5.親族間取引
- (20) 国、都、区市町村等他の制度により助成を受けている事業および経費
- (21) 社会通念上、助成が適当でないと区が判断するもの
- (22) 他の法人や個人事業主との共有物の導入経費
- (23) その他区長が助成対象外経費と認める経費

12. 本事業採択事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の義務が発生します。

- (1) 採択事業について適宜フォローアップおよび助成金等ならびに採択事業の効果検証のための売上げ状況等の確認やアンケート等へ対応しなければなりません。なお、売上の達成状況等により、助成金の返還が生じることはありません。
- (2) 採択事業および助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後1年間は品川区内で事業を継続するよう努めなければなりません。
- (4) 助成事業の実施により取得した財産の管理および処分について、以下の事項を守らなければなりません。
 - ①助成事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければなりません。
 - ②取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければなりません。
 - ③取得財産等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、取壊し、担保に供する）しようとする場合は、あらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければなりません。ただし当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定する年数を経過している場合はこの限りではありません。
 - ④助成事業者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を区に納付しなければなりません。

13. その他

- (1) 本事業の実施により、直接・間接に関わらず生じた結果について、その責任は全て採択事業者に帰属し、区および事務局は一切責任を負いません。よって、採択事業者の承認のもと、事業を進めていくこととします。
- (2) 採択事業について、事業の概要、支援の内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲においてホームページ、品川区広報紙等により公表されること、次年度以降の事例として活用されることをご了承ください。なお、公表にあたり必要な素材等の提供にご協力ください。
- (3) 円滑な事業運営のため、申請書類等にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を支援相談員、専門家、審査員等に提供いたします。予めご了承ください。